

■ 4条1項11号

不服 2026-009871

＜本願商標＞

「L e n d e e」（標準文字）

第36類「暗号資産の金融取引，暗号資産の交換，暗号資産の管理，暗号資産の電子的な資金の振替，暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換，商品代金の徴収の代行，暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介・取次ぎ又は代理，インターネットを介して行う事業プロジェクトの資金調達を目的とする出資・融資の募集・仲介・取次（クラウドファンディング），商品市場における先物取引の受託，前払式支払手段の発行，投資」

第42類「電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，暗号資産の保存用記憶領域の貸与，デジタルトランスフォーメーションのための技術的助言，オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供（SaaS），ウェブサイトの作成又は保守，ウェブサーバーの貸与，電子計算機用プログラムの提供，暗号資産のマイニング，電子計算機の貸与，デザインの考案」及び第9類

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「L E N D Y」（標準文字）

第36類「貸付け融資，投資・資金援助及び融資に関する助言，預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ，資金の貸付け及び手形の割引，内国為替取引，債務の保証及び手形の引受け，有価証券の貸付け，金銭債権の取得及び譲渡，有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり，両替，金融先物取引の受託，金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け，債券の募集の受託，外国為替取引，信用状に関する業務，信用購入あっせん，前払式証票の発行，有価証券の売買，有価証券指数等先物取引，有価証券オプション取引，外国市場証券先物取引，有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オブ

ション取引及び外国市場証券先物取引の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券市場における有価証券の売買取引・有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券先渡取引・有価証券店頭指数等先渡取引・有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介・取次ぎ若しくは代理，有価証券等清算取次ぎ，有価証券の引受け，有価証券の売出し，有価証券の募集又は売出しの取扱い，株式市況に関する情報の提供，企業の信用に関する調査」

第42類「電子計算機用プログラムの設計・作成又は保守，ウェブサイトの作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「L e n d e e」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書等に掲載されている既成の語でなく、特定の意味合いを表す語として知られているものともいえないことから、一種の造語として認識されるというのが相当である。

そして、造語からなる欧文字については、我が国において親しまれているローマ字読み又は英語読みに倣って称呼されるとみるのが自然であるところ、本願商標は、その文字に相応して「レンディー」の称呼を生じる。

そうすると、本願商標は、「レンディー」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「L E N D Y」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書等に掲載されている既成の語でなく、特定の意味合いを表す語として知られているものともいえないことから、一種の造語として認識されるというのが相当である。

そして、造語からなる欧文字については、我が国において親しまれているローマ字読み又は英語読みに倣って称呼されるとみるのが自然であるところ、引用商標は、その文字に相応して「レンディ」又は「レンディー」の称呼を生じる。

そうすると、引用商標は、「レンディ」又は「レンディー」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、両者は、それぞれの文字数が6文字又は5文字で異なるほか、末尾の2文字が「e e」又は末尾の1文字が「Y」という差異を有し、さらに、本願商標は、頭文字「L」のみが大文字で表され、その他の文字は小文字で表されているのに対し、引用商標は全て大文字で表されている点において差異を有する。そして、いずれも比較的短い文字構成からなる本願商標と引用商標において、かかる差異が外観全体に及ぼす影響は、決して小さいものとはいえないことからすれば、本願商標と引用商標は、外観上、判然と区別できるものである。

また、称呼においては、本願商標と引用商標は、「レンディー」の称呼を共通にするものである。

そして、観念においては、本願商標と引用商標は、観念上、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標は、「レンディー」の称呼を共通にする場合があり、観念において比較できないとしても、外観において判然と区別し得るものであることからすると、両商標が与える印象、記憶、連想等を総合してみれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**L e n d e e**」と引用商標「**LENDY**」は、「レンディー」の称呼を共通にする場合があり、観念において比較できないとしても、外観において判然と区別し得るものであることからすると、両商標が与える印象、記憶、連想等を総合してみれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

まず、これらの商標は、いずれも特定の観念を生じず、称呼が共通しているものの、外観上の差異がこれらの称呼の共通性を凌駕しているということで、非類似の結論がなされたものと思われます。

たしかに、語尾の「e e」と「Y」の視覚的な印象の違いは大きいようにも感じます。しかしながら、我が国における商標の類否判断では、やはり称呼の共通性がもっとも重視されるといえますので、観念が比較できない本事件のようなケースでは、非常に判断が悩ましいのではないかという気がします。

ただ、比較的最近の審決では、商標「**C a n d e e**」と商標「**C A N D Y**」(不服 2023-014507)、商標「**ZEIRIS^{EE}**」と商標「**Z e i r i s y**」(不服 2022-005740)、商標

ギフティ

「**g i f t e e**」と商標「**G i f t y**」(不服 2021-000467)が、いずれも非類似と判断された事例等もありますので、このような態様からなる商標を比較する場合は「非類似と判断されやすい傾向がある」とはいえそうです。おそらく、本事件の審決も、この潮流を意識したものでしょう。

もっとも、これらの商標は、いずれも審査段階では類似と判断されて拒絶査定がなされているわけですし、もしも商標調査でこのような違いのある先行商標が発見された場合は、樂觀すべきではないでしょう。その際、まだ商標が変更できる段階であれば、依頼人には無理に商標登録のチャレンジを勧めるのではなく、商標の再考を提案するのが、心ある弁理士の姿ではないかと当職は思う次第です。

ちなみに、本審決では、引用商標「**LENDY**」からは「レンディ」又は「レンディー」の称呼が生じるとされていますが、違和感があるのは当職だけでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)
< 2026年9月22日 >